

令和 3 年 5 月 6 日現在

機関番号：25502

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2020

課題番号：18K02071

研究課題名（和文）中山間地域における公営住宅家賃滞納者への支援に関する研究

研究課題名（英文）Study on the Supports for the Public Housing Tenants Whose Rents are Overdue in the Remote Mountainous Areas

研究代表者

前田 哲男（Maeda, Tetsuo）

山口県立大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：70181584

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,100,000円

研究成果の概要（和文）：この研究では、中山間地域の公営住宅に住み、家賃を滞納している人に対する支援について検討した。初年度は、山口県、島根県、鳥取県、高知県内市町村の住宅部局と福祉部局を対象に調査を実施した。そして2年目は、各都道府県を対象に調査し、最終年度は人口の少ない市町村の住宅部局と福祉部局を調査する予定であった。しかし、新型コロナウイルスの流行のため、最終年度の調査を実施することはできなかった。調査を実施することができなかった一つの理由は、この研究では、非常時における支援ではなく、平常時における支援を検討しているからである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

持ち家主義が宣伝され、公的に居住空間を保護していくという居住福祉の視点が弱く、尊重されていない日本社会において、自助・共助・公助のバランスの取れた居住政策の実施が求められている。新型コロナウイルス流行後の世界がどのようなものになるか、現時点で予想することは困難であるが、中山間地域に限らず、公営住宅の家賃滞納者に対しては、住宅部局と福祉部局との連携による支援活動が、ますます重要になってくるのではないかと考えられる。

研究成果の概要（英文）：This study examines the supports for the public housing tenants whose rents are overdue in the remote mountainous areas. During the first year of the study, a research was conducted on the Housing Departments and the Welfare Departments of the Municipal Governments within Yamaguchi, Shimane, Tottori and Kochi Prefectures. In the second year of the study, it was planned to conduct a research on each prefectural government, while the following research was scheduled to be done on the municipalities whose population density is quite low in the third year. Nevertheless, this study was unable to conduct the final year's research due to the ongoing pandemic of the COVID-19. One of the reasons for this is that the research was initially intended to examine the wide-ranging supports in the normal socio-economical situations not in the emergency circumstances.

研究分野：社会福祉学

キーワード：公営住宅 家賃滞納 住宅部局 福祉部局 社会福祉協議会 中山間地域

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 戦後日本の住宅政策においては市場主義的色彩が強く、住宅は自助努力で得るものとされてきた。公共の賃貸住宅は、住宅建設計画に基づく住宅建設五箇年計画によって建設されてきたが、それは主に、困窮している低額所得者に低廉な家賃で住宅を提供するものであった。現在の公営住宅はセーフティネットの役割を担っているものの、一般の勤労者住宅としては位置づけられてなく、入居者の所得が一定金額を超えると住宅の明渡しが請求される。

(2) 住宅のないホームレス状態のとき、生活保護制度等の社会福祉制度は機能せず、憲法 25 条で定められている「健康で文化的な最低限度の生活」を確保できないのは明白である。しかし日本では、公的に居住空間を保護していくという居住福祉の視点が弱く、尊重されているとはいえない。持ち家主義が宣伝され、一般の勤労者においては、住宅ローンを組んで戸建住宅を建てたりマンションを購入したりすることが普通であり、住宅政策は景気浮揚の道具にされてきた。

(3) 各地に空き家や空き住戸が多数存在しているが、ホームレス問題は、いまだに解決をされていない。平成 14 年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が 10 年の期限付きで成立した。この法律の第 14 条において全国的な実態調査が国に義務づけられている。この全国調査とともに、国による基本方針や都道府県による実施計画が策定されたもののホームレス問題を完全に解決することができなかった。そこで平成 24 年に 5 年間延長されたが、まだ解決に至っていないので、平成 29 年にさらに 10 年間延長することになった。

(4) 公営住宅法では、入居者が家賃を三月以上滞納したとき、入居者に対して、地方公共団体は明渡しを請求することができるという制度になっている。応能応益家賃制度が導入されているが、低額所得者であっても家賃の滞納に対しては厳しい社会になっている。

(5) 平成 19 年に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が成立し、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他の住宅の確保に特に配慮を要する者が住宅確保要配慮者とされた。この法律の第 10 条第 1 項で「居住支援協議会」を設置することができることになっている。

(6) 平成 25 年に「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成 27 年 4 月から施行されている。この法律の第 6 条で「生活困窮者住居確保給付金」という制度が登場している。「生活困窮者住居確保給付金」の定義は、法第 3 条第 3 項によると、離職等によって経済的に困窮し、住宅の所有権を失ったり、住宅の家賃を支払うことが困難となったときに、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給される給付金となっている。

2. 研究の目的

(1) 地方においては山口県等のように大部分の地域が中山間地域となっているところがある。中山間地域の公営住宅において家賃の滞納者が出てきた場合の対応であるが、三月をもって強制退去させるケースはほとんどないと思われる。またこの場合の対応の仕方は各都道府県や各市町村において異なると予想される。

(2) 中山間地域においては定住人口の増加策として、都市部からの移住者を公営住宅で受け入れることが想定される。このとき、この移住者を家賃滞納者にさせない仕組みが必要とされると考えられる。また、現在公営住宅に住まわれている高齢者が、住み慣れた地域で安心して住み続けることのできる仕組みも必要とされている。

(3) 平成の市町村合併によって中山間地域では役場と議会の機能が失われた。そのため、市民と行政との協働による地域づくりが叫ばれている。「居住支援協議会」の活動は、居住支援を通して、市民と行政との協働による地域づくりへ発展する可能性も考えられる。

(4) 本研究では、中山間地域を含めた地域における公営住宅において、家賃滞納者に対する対応及び支援がどのように行われているのかを調査する。そして、この調査を通して、巨額の税金を投入することなく課題解決を図るために、関係諸団体の連携に基づく包括的な支援の仕組みと、自助・共助・公助のバランスの取れた中山間地域における居住政策のあり方を検討する。

3. 研究の方法

(1) 平成 30 年度前期は、山口県内の市町の住宅部局と福祉事務所・社会福祉協議会を対象として質問紙調査を行った。住宅部局には、各市町で管理している市町営住宅の戸数、三月以上家賃を滞納している世帯数、家賃滞納者への対応、社会福祉関係機関との連携、明渡訴訟の世帯数、県・国への要望等について尋ねた。福祉事務所・社会福祉協議会には、県営住宅担当からの相談、市町住宅担当からの相談、県営住宅入居者からの相談、市町営住宅入居者からの相談、県・国への要望等について尋ねた。

(2) 山口県内において支援活動が活発に行われていれば、さらにヒアリング調査によって、どのような手法の支援活動が効果的で適切かという方向に調査研究を展開することができたが、

そうした方向へ展開することはできなかった。そこで、平成 30 年度の後期は、質問紙調査の対象地域を他県に広げた。全国すべての市町村を対象にすることが理想だが、まずは中国地方を調査し、続いて四国地方を調査することとした。ただ、夏の豪雨災害によって被害を受けた地域をさけ、鳥取県・島根県・高知県内の市町村を対象とした。

(3) 令和元年度は支援活動が活発に行われている地域を見出すために、都道府県の住宅部局と福祉関係機関への質問紙調査を実施した。また、「居住支援協議会」や「生活困窮者自立支援法」の「支援会議」に関する質問も用意した。

(4) 平成 30 年度と令和元年度の質問紙調査を見ると、住宅部局と福祉関係機関との連携や都道府県と市町村との連携による支援活動が十二分に行われていない可能性がある。そこで、令和 2 年度は人口の少ない市町村の住宅部局と社会福祉関係機関に質問紙調査とヒアリングを行う予定であった。

(5) 令和元年 12 月からの新型コロナウイルス感染症の世界的流行によって、人口の少ない市町村に対する質問紙調査とヒアリングは、実施することができなかった。

(6) 本研究は、こうした異常事態に対する緊急的な支援方法を検討するのではなく、巨額の税金を投入することを抑えようとする平常時の支援活動を検討するものである。

4. 研究成果

(1) 山口県内の市町への質問紙調査の回収率は、住宅部局 84%、福祉事務所 50%、社会福祉協議会 63%であった。三月以上の家賃滞納の世帯数を見ると、10 市町が家賃滞納者の世帯数を回答してきたが、その総数は、平成 28 年度 1,252 世帯、平成 29 年度 1,198 世帯であった。15 市町が明渡訴訟数を回答してきたが、平成 28 年度 19、平成 29 年度 7 であった。これに対して、福祉事務所と社会福祉協議会への相談件数は、平成 28 年度も 29 年度も多くはなかった。

(2) 鳥取県・島根県・高知県内の市町村への質問紙調査の回収率は、住宅部局 63%、福祉事務所 43%、社会福祉協議会 52%であった。三月以上の家賃滞納の世帯数(平成 29 年度)を見ると、回答を寄せた 45 市町村の内、16 市町村が 11～50 世帯と回答した。また、35 市町村が明渡訴訟数を 0 と回答した。これに対して、福祉事務所と社会福祉協議会への相談件数は、3 県とも多くはなかった。

(3) 都道府県への質問紙調査の回収率は、住宅部局 68%、福祉部局 55%、社会福祉協議会 40%であった。都道府県営住宅等の管理であるが、回答を寄せた 32 都道府県の内 27 都道府県が指定管理者に委任をしていた。三月以上の家賃滞納の世帯数(平成 30 年度)を見ると、17 都道府県が家賃滞納者の世帯数を回答してきたが、総数は 4,820 世帯であった。19 都道府県が明渡訴訟数を回答してきたが、その総数は 548 世帯、平均値は 28.8 世帯であり、少ない数ではなかった。約 9 割の 30 都道府県で「居住支援協議会」が開催されており、開催回数の平均値は年 2 回であった。

(4) 都道府県の福祉部局への質問紙調査において、公営住宅の管理者や入居者からの相談件数について尋ねたが、「相談はない」と回答した都道府県が多くなっていた。市町村営住宅に関する相談は市町村が対応することで、都道府県の出番が少なくなるのは理解できる。一方、都道府県営住宅に関する相談は、さしあたって都道府県の福祉部局で対応することが考えられる。都道府県住宅において家賃の滞納が起きていないということであれば問題はない。しかし、住宅部局への質問紙調査において、ある一定数の家賃滞納者が出現していることを見ると、住宅部局と福祉部局との連携が十分に行われているのか、疑問が残る結果になっていた。都道府県の社会福祉協議会への質問紙調査においても、相談件数は多くはなく、連携が十分に行われているのか、疑問が残る結果になっていた。

(5) 都道府県の福祉部局に「居住支援協議会」に参加をしているかを尋ねたが、回答を寄せた 26 都道府県の内 18 都道府県が「参加している」、4 都道府県が「参加をしていない」と回答した。「支援会議」については 13 都道府県が「組織していない」、7 都道府県が「検討している」と回答し、「組織していると」回答したのは 1 都道府県であった。

(6) 都道府県の社会福祉協議会に「居住支援協議会」に参加をしているかを尋ねたが、回答を寄せた 19 都道府県の内 17 都道府県が参加をしていると回答した。また、「支援会議」については設立されていないところが多く、「参加している」と回答したのは 2 都道府県社協であった。

(7) 巨額の税金を投入することを抑えようとする平常時における支援を検討している本研究において、関係諸団体の連携に基づく包括的な支援の仕組みや、自助・共助・公助のバランスの取れた中山間地域の居住政策を提言することはできなかった。

参考文献

小林秀樹、住宅政策の展開と居住支援協議会への期待、住宅、714 巻、2015、3-10

国土交通省住宅局安心居住推進課、居住支援協議会への支援の取組、住宅、714 巻、2015、11-16

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、鳥取県居住支援協議会の取組について、住宅、714 巻、2015、32-34

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 前田哲男	4. 巻 26
2. 論文標題 研究ノート：公営住宅に住む困窮者への支援	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 山口県立大学社会福祉学部紀要	6. 最初と最後の頁 101-108
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 前田哲男	4. 巻 25
2. 論文標題 研究ノート：山口県内の公営住宅に住む困窮者への支援	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 山口県立大学社会福祉学部紀要	6. 最初と最後の頁 109-116
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------